

ID: 236

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 子育て支援係

処分の概要	負担額の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市入院助産施設条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第141号		
【根拠条文】 (負担額) 第8条 入院助産を受ける者又はその扶養義務者は、市長が別に定める徴収金を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日